

CO-OP合宿・ゼミ旅行の宿のご利用にあたって

(お申し込み前に必ずお読みください)

この旅行に参加されるお客様との契約事項につきましては、下記の旅行条件および「**旅行業約款(手配旅行約款)**」によります。

1 お申し込み

当会所定の申込書に必要事項を記入し、所定の申込金(原則として10%以上)を添えて取扱生協店舗にてお申し込みください。申込金は旅行代金、取消料のそれぞれ一部として取り扱います。

2 旅行契約の成立時期

旅行契約は取扱生協店舗が第1項の申込金を受領した時に成立するものとします。

3 旅行代金の支払い

- 旅行代金から申込金を差し引いた残額を旅行開始日の前日から起算しさかのぼって14日目にあたる日の前までにお申込店舗へお支払いください。
- 支払いが完了されますと、お申込店舗にて、「宿泊確認書」を発行いたします。宿泊施設へのチェックインの際にはこの宿泊確認書(原本)が必要ですので、必ずご持参ください。

4 取消の手続きと取消料

- 人数の変更、取消は生じましたら、お申込店舗へ至急ご連絡ください。
- 取消料(取消は、初日の宿泊日に対して、以下の率でキャンセル料を申し受けます。)

■表A 1名あたりの料金表示をしている宿舎

取消を受けた日 申込人数	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	30日前
1~14名	100%	50%	20%									
15~30名	100%	50%	20%									
31~100名	100%	70%	50%		20%				10%			
101名	100%	70%	50%		25%				15%		10%	

■表B 1棟あたりの料金表示をしている宿舎

取消を受けた日	不泊	当日	前日	7~2日前	20~8日前
取消料	100%	100%	50%	30%	20%

※「当日」の扱いは、チェックイン当日に、「事前に」宿舎に連絡が必要です。「チェックインの際」に取消・減員を申し出ても、「不泊」の扱いとなりますのでご注意ください。

※取消料規定の異なる宿泊施設があります。必ず申込時に、ご確認ください。

※2連泊以上の宿泊契約をしていた場合に取消した際、また予約人数のうち一部が取消となり人員減少した時の取消料の算定は、初日の宿泊料金に対してのみ、取消料が発生します。

5 現地到着後に人数・宿泊日数の変更があった場合

- 人数・宿泊日数の増加 宿泊施設にて追加代金をお支払いください。
- 人数・宿泊日数の減少 第4項の取消料を差し引き、お申込店舗にて返金されます。(宿泊先の発行「変更証明書」が必要です。)

6 ご注意事項

- 消費税について:パンフレット表示料金に含まれております。現地宿泊施設にて宿泊税・入湯税等はお支払いください。また、表示料金は2024年3月現在の資料にもとづいておりますので、変更される場合があります。必ず申込時に、ご確認ください。
- 施設使用料等の費用につきましては特別に明記されているものを除き、すべて現地での精算となります。お申込店舗にてご確認ください。
- 「宿泊確認書」について:宿泊施設へ必ずご持参ください。万一紛失などがありましたら、至急お申込店舗へお申し出ください。ご持参いただかない場合には現地にて再度宿泊料金をお支払いいただく場合があります。従って紛失などの事故がないように保管してください。
- 適用約款等:各宿泊施設では、各施設が登録している宿泊約款が適用されます。レンタカー・バス・航空機・フェリーなどの運輸機関の利用については、それぞれの機関の定める約款・規則などが適用されます。
- 免責事項:次の場合、当会はその賠償の責任を負うものではありません。
 - 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止による損害。
 - 食中毒、自由行動中の事故、盗難、感染症による隔離又はこれらのために生じる旅行の変更若しくは旅行の中止。
 - お客様ご自身の故意または過失による損害。
 - 輸送機関の遅延、不通又はこれらによって生じる旅行日程の変更若しくは目的地滞在時間の短縮。
- 旅行中の万一の事故に備えて、国内傷害保険にご加入されることをおすすめします。(詳しい内容はお申込店舗にお尋ねください。)

個人情報の扱いについて

お申し込みの際の情報は、ご本人との連絡、生協からの案内に利用させていただきます。また宿泊先のサービスの手配に利用します。